

第8章

文化財の保存・活用の推進体制

～文化財をまちづくりの主役の1つとし、
市民で守り、活かそう～

- ・文化財を持続的に継承していくために、所有者、行政のみならず、文化財に関わる主体が参画し、連携しながら、取組の輪を広げていく必要があります。
- ・担い手として期待されるのは下記のとおりです。

[市民]

市民は文化財継承の担い手であることを認識し、取組に積極的に参加する。また、市民団体は、活動のけん引役であり、文化財の価値や魅力を発信する。

[所有者・管理者]

文化財を適切に管理し、保存・活用に関する課題を行政や地域住民と共有する。公開・活用を通じて、文化財の価値や魅力を積極的に発信する。

[調査研究機関]

個別の文化財に関する詳細調査や関連文化財群のテーマに基づく調査研究を行い、その成果を積極的に発信する。

呉市の歴史文化に関する調査研究を行う中で、文化財の保存・活用に関わる人材の育成を行う。

[呉市]

呉市文化振興課が中心となり庁内関係部署と連携し、各種の事業を展開する。また国・県と連携し、文化財の保存・活用に関する支援、指導・助言を受ける。

1 文化財の継承に向けて期待される各主体の役割

今後、呉市の文化財行政においては、これまで文化財の所有者・管理者と呉市が中心となって実施してきた「保存」に重点を置いた取組だけでなく、文化財を持続的に継承するための「活用」に重点を置いた取組も展開していかなければなりません。

そのためには、「市民」、「所有者・管理者」、「調査研究機関」、「呉市」の各主体者がそれぞれに期待される役割を理解した上で、連携を図っていく必要があります。



主体	役割
(1) 市民	(地域住民) - 市民が生活の中で、文化財を知り文化財に触れることで、呉ならではの豊かな暮らしを実現する。 - 市民一人一人が文化財の継承の担い手となり、地域や身近な文化財の継承に向けた取組みに積極的に参画する。 (市民団体) - それぞれの活動理念に基づき、創意工夫により文化財に関する自律的な活動を展開する。 - 文化財を保存・活用する活動の牽引役として、文化財の価値や魅力を発信する。
(2) 所有者・管理者	- 文化財を適切に管理し、文化財の保存・活用に関する様々な課題を行政や地域住民等と共有する。 - 文化財の公開・活用を通じて、その価値や魅力を積極的に情報発信する。 - 文化財を継承するため担い手の育成や確保を行う。
(3) 調査研究機関	- 地域の文化財に関する調査研究を行い、その成果を積極的に情報発信する。 - 文化財に関する調査研究により得られた学術的知見から、文化財行政に対して指導・助言等を行う。 - 文化財の保存・活用に関わる人材の育成を行う。
(4) 呉市	(文化振興課) - 文化財保護法をはじめとした関係法令を適切に執行し、「呉市文化財保存活用地域計画」に基づいて、文化財の保存・活用を推進する。 - 呉市文化財保護委員会や呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会等の専門家の意見を反映しながら、保存・活用事業を実施する。 - 文化財と関係者をつなぎ、多様な主体による歴史文化の継承を促進する。 - 文化財の保存・活用に関わる各主体がそれぞれの役割を果たせるよう積極的に支援を行う。 - 市民が文化財の保存・活用の取組に参画しやすい環境を整える。 - 多様な主体が参画するプラットフォーム・拠点となる場づくりや情報発信を行う。 - 上記の役割を果たし、文化財行政全体をコーディネートできる専門職員の育成・確保を行う。 (庁内の関連部署) - 文化振興課と連携して、文化財の保存・活用に関わる事業を広く展開する。 - 文化財の保存・活用に関して、各部署の立場から情報提供や助言等を行う。

2 推進体制の構築

(1) 市民（地域住民・市民団体）

これまで文化財は、所有者・管理者や行政によって継承されてきましたが、少子高齢化や過疎化により継承が困難な状況となっており、地域住民や市民団体が地域の文化財を地域の魅力としてまちづくりに活かしながら継承していくことが重要となってきました。

市民が、生活のなかで文化財を知り、文化財に触れること、また、文化財を通して様々な活動や交流を体験することは、呉市ならではの豊かな暮らしの実現につながります。市民が文化財を自分たちの宝、誇りと感じることが、結果的に文化財の保存・活用につながります。

地域や身近な文化財に関する普及啓発事業などへの参画を促し、市民一人一人が文化財の継承の担い手であるという意識を醸成していくことが必要となります。

市民が主体となる主な事業一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体					事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査研 究機関	呉市		前期	中期	後期	第2期
13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	無形文化財及び無形の民俗文化財について、新たに継承者育成を目的とした事業を支援します。	◎	◎		○		→			
19	★	市民団体等と連携した文化財活用事業	文化財に関連して活動している市民団体と連携し、積極的な文化財の活用を図ります。	◎	○	○	◎					
22	★	学校や地域における普及啓発事業	調査研究機関や市民団体と連携し、市内教育機関や地域イベントにおける普及啓発事業を実施します。	○	○	○	◎					
25	★	くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座	文化財の普及啓発を行う人材を継続的に育成するため「くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座」を実施します。	◎	○	○	◎		→			

(2) 所有者・管理者

今後、文化財を持続的に継承していくためには、行政や民間企業による支援制度を積極的に利用することで負担を軽減しつつ、文化財の魅力を市民（地域住民や市民団体）と一体となってまちづくりに活かし、継承していくことが求められています。

そのため、文化財の継承に係る積極的な支援を行うとともに、所有者・管理者と市民と一緒に文化財の継承を考える場を作ることが必要となります。

所有者・管理者が主体となる主な事業一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体					事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査 機関	呉市		前期	中期	後期	第2期
5		文化財取扱マニュアルの作成事業	文化財の保存・活用を適切に行うためのマニュアルを作成し、文化財の所有者・管理者、地域住民に対して周知します。	○	◎	○	◎					
6		所有者・管理者へのヒアリング調査事業	維持管理状況を把握するため、文化財の所有者・管理者への聞き取り及び巡視による定期診断を実施します。	○	◎		◎					
10		指定文化財保存事業費補助事業	文化財の維持管理の負担軽減のため、指定文化財保存事業費補助事業の拡充を検討します。		◎		◎		→			
13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	無形文化財及び無形の民俗文化財について、新たに継承者育成を目的とした事業を支援します。	◎	◎		○		→			
14	★	文化財防災・防犯事業	文化財の災害・犯罪リスクの把握や設備整備の推進、連携体制の構築等により、文化財の防災・防犯を強化します。	○	◎		◎					
16		国登録有形文化財推進事業	歴史的建造物の保存・活用を推進するため、登録有形文化財の申請に係る調査や申請手を支援します。		◎	○	◎					
17		文化財保存活用計画の策定支援事業	文化財の計画的な保存・活用事業を推進するため、所有者・管理者による文化財保存活用計画の策定を支援します。		◎	○	◎					

(3) 調査研究機関

市民が文化財に対して関心を持ち、継承に向けた意識醸成を行うためには、文化財の歴史的・学術的な価値を十分に掘り起こし、市民に対して周知することが重要となります。

そのため、行政や調査研究機関による様々な視点での調査研究と普及啓発の取組を行っていくことが必要となります。

調査研究機関が主体となる主な事業一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体					事業期間			
				市民	所有者 管理者	調査研 究機関	呉市		前期	中期	後期	第2期
1	★	市内文化財悉皆調査	未把握の分野の文化財について悉皆調査を実施し、価値を明らかにしていきます。	○	○	◎	◎					
3	★	関連文化財群調査研究支援事業	関連文化財群のテーマに沿って実施される市民団体や調査研究機関による調査研究に対し、支援を行い、成果を集約していきます。	◎	◎	◎	◎					
4		詳細文化財調査	文化財候補リストに基づき、指定等に向けた個別文化財に関する詳細調査を計画的に実施します。	○	○	◎	◎					
20	★	展示施設における企画展示や関連イベント	市内の各展示施設を所管する部署と連携し、関連文化財群や日本遺産等のテーマに応じた企画展示や関連イベントの実施を検討します。	○	○	◎	◎		→			

(4) 呉市

文化財を取り巻く環境の変化を受けて、文化財行政が対象とする「文化財」の拡充、「活用」を前提とする継承の在り方、調査研究事業の必要性といった重要な課題が浮き彫りになっており、文化財部局のみならず庁内関係機関や国・県などと連携した多角的な取組が重要となります。

従来 of 文化財に関する取組を継続しつつ、本計画に示された様々な事業を着実に実施していくために文化財行政の体制の強化が必要となります。

呉市が主体となる主な事業一覧

事業 番号	重点 措置	措置	措置の内容	取組主体					事業期間			
				市民	所有者	管理者	調査 機関	呉市	前期	中期	後期	第2期
26	★	文化財専門職員の増員	専門的業務の円滑な実施及び拡充に対応するため、専門職員の増員と人材育成を図ります。				○	◎				
27		文化財保護委員会の体制強化	多様な専門分野の悉皆調査や指定に向けた詳細調査などに対応するため、文化財保護委員会の体制強化を図ります。					◎				
28		関連部署・関係機関との連携強化	庁内外の関係部署・関連機関と定期的な意見交換を行い、連携強化を図ります。					◎				
29		市民団体・調査研究機関へのヒアリング調査事業	文化財に関連する取組を実施している市民団体や調査研究機関へのヒアリング調査を継続実施し、連携体制を構築します。	○	○	○	○	◎				

主体ごとの役割と主な事業の一覧

主体	役割	事業 番号	重点 措置	措置	取組主体				事業期間							
					市 民	所 理 者 管	調 査 機 関 研 究	呉 市	前期			中期		後期		第2期 R13～
									R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
市 民	地域住民や市民団体が地域の文化財を地域の魅力としてまちづくりに活かしなが ら継承していくことが重要となってきました。市民が文化財を自分たちの 宝、誇りと感じるのが、結果的に文化財の保存・活用につながります。 地域や身近な文化財に関する普及啓発事業などへの参画を促し、市民一人一人 が文化財の継承の担い手であるという意識を醸成していくことが必要となります。	13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	◎	◎		○	→							
		19		市民団体等と連携した文化財活用事業	◎	○	○	◎								
		22	★	学校や地域における普及啓発事業	○	○	○	◎								
		25	★	くれ文化遺産コンシェルジュ養成講座	◎	○	○	◎	→							
所 有 者 ・ 管 理 者	文化財を持続的に継承していくためには、行政や民間企業による支援制度を 積極的に利用することで負担を軽減しつつ、文化財の魅力を市民（地域住民や 市民団体）と一体となってまちづくりに活かし、継承していくことが求められ ています。 そのため、文化財の継承に係る積極的な支援を行うとともに、所有者・管理 者と市民と一緒に文化財の継承を考える場を作ることが必要となります。	5		文化財取扱マニュアル作成事業	○	◎	○	◎								
		6		所有者・管理者へのヒアリング調査事業	○	◎		◎								
		10		指定文化財保存事業費補助事業		◎		◎	→							
		13	★	無形の文化財に係る継承者育成事業	◎	◎		○	→							
		14	★	文化財防災・防犯事業	○	◎		◎								
		16		国登録有形文化財推進事業		◎	○	◎								
		17		文化財保存活用計画策定支援事業		◎	○	◎								
調 査 研 究 機 関	市民が文化財に対して関心を持ち、継承に向けた意識醸成を行うためには、 文化財の歴史的・学術的な価値を十分に掘り起こし、市民に対して周知するこ とが重要となります。 そのため、行政や調査研究機関による様々な視点での調査研究と普及啓発の 取組を行っていくことが必要となります。	1	★	市内文化財悉皆調査	○	○	◎	◎								
		3	★	関連文化財群調査研究支援事業	◎	◎	◎	◎								
		4		詳細文化財調査	○	○	◎	◎								
		20	★	展示施設における企画展示や関連イベント	○	○	◎	◎	→							
呉 市	文化財を取り巻く環境の変化を受けて、文化財行政が対象とする「文化財」 の拡充、「活用」を前提とする継承の在り方、調査研究事業の必要性といった 重要な課題が浮き彫りになっており、文化財部局のみならず庁内関係機関や 国・県などと連携した多角的な取組が重要となります。 従来の文化財に関する取組を継続しつつ、本計画に示された様々な事業を着 実に実施していくために文化財行政の体制の強化が必要となります。	26	★	文化財専門職員の増員			○	◎								
		27		文化財保護委員会の体制強化				◎								
		28		関連部署・関係機関との連携強化				◎								
		29		市民団体・調査研究機関へのヒアリング調査事業	○	○	○	◎								

3 文化財の継承に向けた新たな推進体制

呉市の文化財の継承は、市民をはじめ、所有者・管理者、調査研究機関、行政などの様々な主体者が連携しながら推進していきます。各関係機関の体制・取組内容は下表のとおりです。

文化財行政の主たる推進体制

部署	主な業務内容	現在の構成
文化スポーツ部 文化振興課	《文化グループ》 ①芸術文化の振興に関すること ②歴史文化の継承に関すること ・文化財の普及啓発、保存・活用に関すること ・指定等文化財の指定・解除、現状変更に関すること ・埋蔵文化財関連手続き、発掘調査に関すること ・歴史資料の調査に関すること ・日本遺産の活用に関すること	6名 (芸術文化3名) (歴史文化3名) ※専門職員1名を含む
	《市史編纂グループ》 呉市史の編纂事業に関すること ・歴史資料の調査に関すること ・歴史資料の収集、保存に関すること	1名
呉市文化財保護委員会	文化財の指定、解除及び保存・活用に関すること	8名
呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会	呉市御手洗伝統的建造物群保存地区の保存と活用に関する こと	7名
産業部 海事歴史科学館学芸課	《学芸グループ》 海事歴史科学館に係る資料の受入、保存、調査、研究、展 示公開などの学芸業務に関すること ・海軍関連資料の調査・研究について ・海軍関連資料の保存・活用について ・入船山公園内施設の保存・活用について	7名 ※学芸員5名を含む

庁内の関連部署

部署	業務内容 ※所管する計画	文化財に関連する項目
総務部 行政改革デ ジタル推進 第1課・第 2課	・行政改革に関する業務 ・情報通信技術の活用に係る企画立案 及び施策推進に関する業務 ・情報通信基盤の整備	・文化財の被災情報収集システムの構築に関すること ・文化財専門職員の充実にに関すること
企画部 企画課	・大学との連携に関する業務 ・過疎、辺地、離島、半島振興計画に 関する業務 ※呉市長期総合計画 ※呉市過疎地域持続的発展計画	・大学等高等教育機関との連携に関すること ・近隣市町（広島中央地域連携中枢都市圏、広島広域 都市圏）との連携に関すること
市民部 地域協働課	・地域のまちづくりに関する業務	・自治会、まちづくり協議会・委員会、地域おこし協 力隊との連携に関すること ・まちづくりイベントに関すること
産業部 観光振興課	・観光資源の開発・活用に関する業務 ・日本遺産の活用等に関する業務 ※呉市観光振興計画	・文化財、日本遺産の活用、情報発信に関すること ・観光ボランティア団体との連携に関すること ・かまがり古代製塩遺跡復元展示館の活用に関するこ と

部署	業務内容 ※所管する計画	文化財に関連する項目
都市部 都市計画課	・都市計画に関する業務 ・景観計画に関する業務 ※呉市都市計画マスタープラン ※呉市景観計画	・都市環境の保全・形成の方針に関すること ・呉市景観づくり区域における景観形成に関すること
都市部 建築指導課	・建築基準法に関する業務	・建築基準法の手続きに関すること ・建築物等の耐震診断や補強に関すること
都市部 住宅政策課	・空き家対策に関する業務 ※呉市空家等対策計画	・空き家の情報共有、保存・活用に関すること
土木部 土木整備課	・インフラ等の整備に関する業務 ・災害対策等に関する業務	・開発事業に伴う埋蔵文化財調査に関すること
消防局 予防課	・防火対策と指導に関する業務 ・立入検査に関する業務	・文化財の防火対策や立入検査に関すること ・文化財防火デーの取組に関すること
上下水道局 経営総務部 経営企画課	・上下水道施設の事業経営に関する業務	・所管する文化財の保存・活用に関すること
上下水道局 技術部 浄水課	・水道施設の維持・管理に関する業務	・所管する文化財の維持・管理に関すること
教育委員会 教育部 学校教育課	・市立小・中・義務教育学校の教育に関する業務 ※呉市教育大綱	・ふるさと文化探訪事業などの文化財を活用した地域学習に関すること

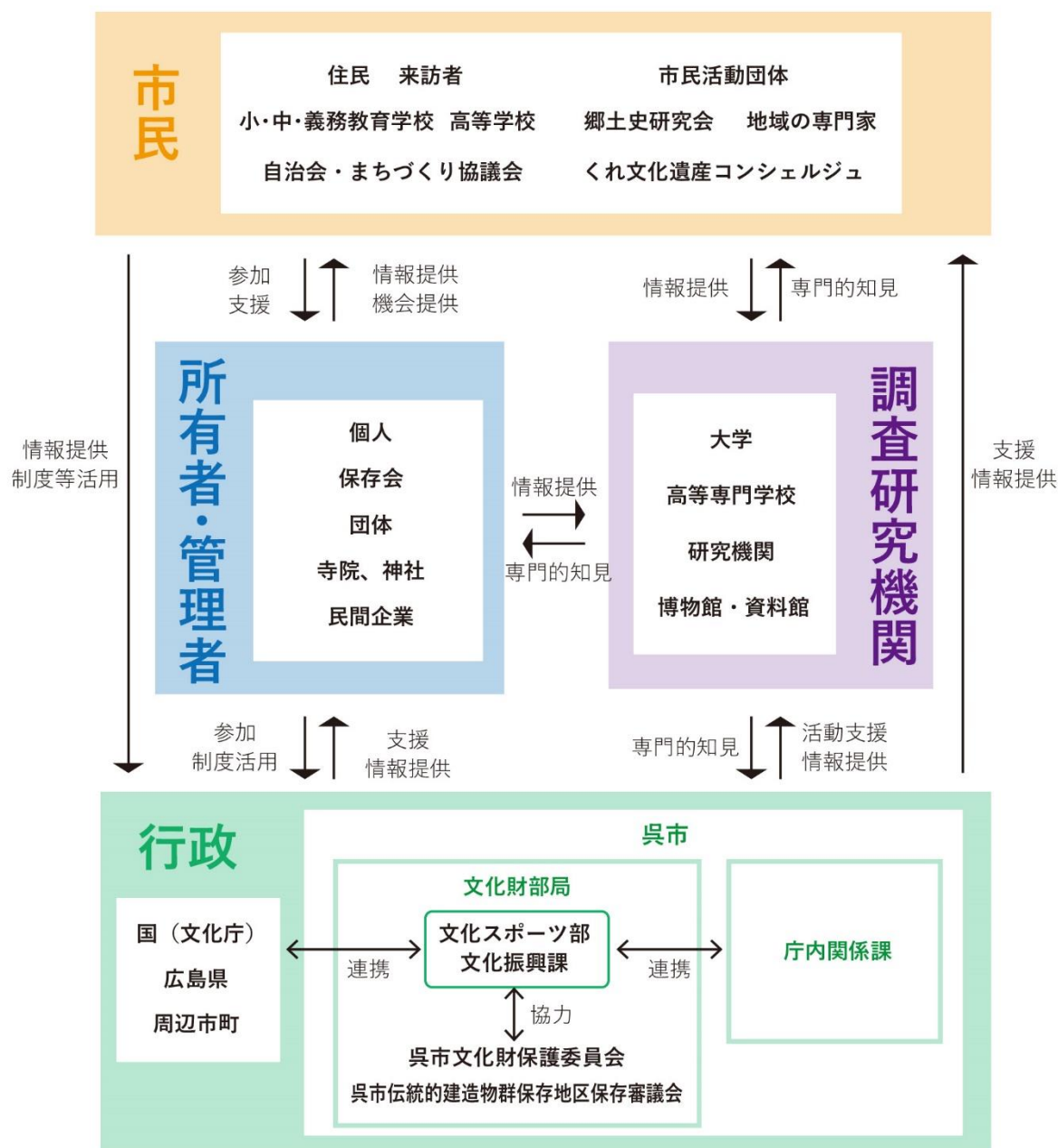
庁外の関係機関

組織	連携が望まれる取組
文化庁	・文化財行政に対する指導助言 ・文化財関連補助事業の実施 ・文化財専門職員研修の実施
独立行政法人国立文化財機構 文化財防災センター	・文化財の防災・防犯に係る連携（文化財ドクターの派遣）
広島県教育委員会 文化財課	・文化財担当職員の研修の実施 ・県指定文化財の保存・活用に係る補助事業の実施 ・大規模災害時の広域連携の要請
広島県教育事業団埋蔵文化財調査室	・埋蔵文化財発掘調査の実施 ・出土遺物の維持管理
広島県立歴史民俗資料館	・文化財を活用した教育普及事業の実施
広島県立文書館	・古文書資料に係る取扱いに係る連携 ・文化財の防災・防犯に係る連携（被災文書のレスキュー）
江田島市教育委員会 生涯学習課	・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携
熊野町 産業観光課	・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携
坂町教育委員会 生涯学習課	・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携
東広島市教育委員会 文化課	・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携

組織	連携が望まれる取組
竹原市教育委員会 文化生涯学習課	・関連する文化財の一体的な活用 ・文化財関連情報の相互発信 ・大規模災害時の相互連携 ・伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
福山市 文化振興課	・伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
廿日市市 都市計画課	・伝統的建造物群の保存・活用に関する連携
旧軍港市振興協議会 関連自治体（横須賀市・舞鶴市・佐世保市）	・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」の活用事業に係る連携 ・日本遺産「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴」関連事業の情報発信
北前船日本遺産推進協議会 関連自治体	・日本遺産「北前船寄港地・船主集落」の活用事業に係る連携 ・日本遺産「北前船寄港地・船主集落」関連事業の情報発信
広島県建築士会 (広島県ヘリテージマネージャー)	・登録有形文化財推進事業における連携 ・御手洗伝統的建造物群保存地区内の建物調査や歴史的建造物の悉皆調査における連携

市民団体等（ヒアリング実施団体より）

区分	連携が望まれる取組
各観光協会・観光ガイドの会	文化財に関連する観光ガイドの実施、情報発信に関する連携
一般社団法人呉観光協会／川尻町観光協会／安浦町観光協会／御手洗休憩所／呉観光ボランティアの会／くらはし観光ボランティアガイドの会／御手洗観光ガイドの会／下蒲刈観光ガイドの会 ほか	
各広報機関	文化財に関連する取組の情報発信に係る連携
株式会社 SA メディアラボ ほか	
各郷土史研究会	郷土史の調査研究・情報発信等に係る連携
広島郷土史研究会／阿賀歴史文化研究会 ほか	
各まちづくり団体	文化財に関連するまち歩きや文化財関連イベント等の実施に係る連携
入船山秋祭り実行委員会／一般社団法人くれ・ひと・まち情報応援団 ほか	
各高等教育機関	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
広島大学／呉工業高等専門学校／広島国際大学／広島工業大学 ほか	
その他専門的な活動団体	文化財の調査研究、保存・活用、人材育成に係る連携
重伝建を考える会／広島県建築士会／ひろしま自然の会 ほか	



文化財の継承に向けた推進体制

4 文化財の保存・活用の将来に向けて

文化財は、呉市の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた、市民の財産とすることができます。本計画では、市民一人一人が呉市の文化財を知り、日常生活の中で文化財に触れることで、呉市ならではの豊かな暮らしを実現することを目指しています。市民一人一人が呉市らしい暮らしを楽しむ中で、当たり前に関わり、保存・活用の担い手となって、将来へ継承されていくことを目指します。

呉市内では、現在、文化財の保存・活用に関連して、様々な団体や市民の方々が活動しています。どの活動も地域性にあふれ、魅力的で、地域の様々な方を巻き込んだ活動をされています。本計画の作成にあたっては、数多くの市民団体や調査研究機関などにヒアリングを行ってきました。

それらの取組を身近な先行事例として参考にしながら、また、情報交換・意見交換を行いながら、市域全体で多様な取組を推進していきます。



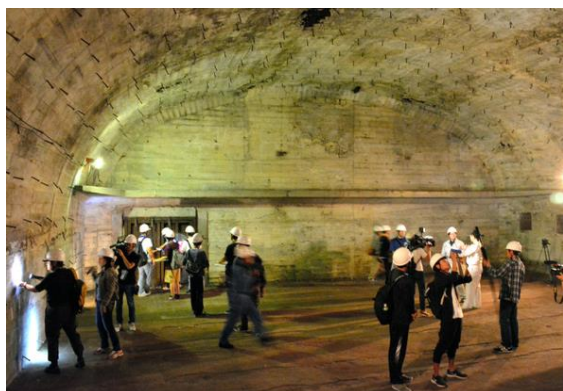
「入船山秋祭り」

「地域の歴史と文化に楽しく触れる」をテーマとした海軍遺構が集中するエリアでのイベント



「仁方地区の奉納神楽」

祭りへの参加を通じて地域の子もたちによって受け継がれる伝統文化



「旧呉鎮守府の地下施設群等の調査」

呉工業高等専門学校等の学生による市内の海軍遺構の調査・研究活動



「石泉文庫蔵書の虫干し」

文化財の管理者や地域住民・小学生によって毎年行われている古文書の虫干し作業

計画作成の経緯

年 月 日	内 容
令和3年2月25日	令和2年度呉市文化財保護委員会 呉市文化財保存活用地域計画の作成に向けた検討
令和3年12月13日	第1回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和3年12月13日～ 5年6月21日	市民団体、調査研究機関、近隣市町を対象とするヒアリング調査の実施 (計60団体)
令和4年1月19日	文化庁意見聴取
令和4年2月1日～ 4年2月18日	市民アンケート調査の実施
令和4年2月24日	令和3年度呉市文化財保護委員会 呉市文化財保存活用地域計画（案）について審議
令和4年3月4日	第2回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和4年3月5日～ 4年11月23日	市民ワークショップの実施（計9回）
令和4年5月24日	文化庁による市内現地視察
令和4年7月12日	第3回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和4年11月21日	第4回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和5年1月23日	文化庁意見聴取
令和5年3月4日	第5回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和5年5月23日	第6回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和5年8月1日	文化庁意見聴取
令和5年8月18日	第7回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和5年9月27日	文化庁意見聴取
令和5年10月3日	第8回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会
令和5年12月18日～ 6年1月16日	呉市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメントの実施
令和6年2月14日	令和5年度呉市文化財保護委員会 呉市文化財保存活用地域計画（案）について審議
令和6年2月15日	第9回呉市文化財保存活用地域計画策定協議会

呉市文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿

番号	役職	区分	氏名	所属等	専門分野
1		呉市	神垣 進 (～R4.3) 安倍 広志 (R4.4～)	呉市文化スポーツ部部長	
2		学識経験者	有松 唯	広島大学大学院人間社会科学研究科 准教授	考古学
3		学識経験者	上寺 哲也	呉工業専門学校准教授	機械工学
4	副会長	学識経験者	岡本 二郎	呉市文化財保護委員会会長	建築学
5		商工・観光 関係団体	小野 香澄	NPO 法人呉サポートセンターくれ シェンド理事	観光振興・地域活性化
6		商工・観光 関係団体	兼田 勝彦	呉商工会議所事務局長	
7		呉市	濱田 みゆき (～R5.3) 兼光 賢 (R5.4～)	呉市産業部副部長	
8		学識経験者	岸 泰子	京都府立大学准教授	建築史
9		広島県	白井 比佐雄 (～R5.3) 坂本 秀和 (R5.4～)	広島県教育委員会文化財課長	
10		学識経験者	砂本文彦	神戸女子大学教授	都市計画
11		学識経験者	戸高一成	呉市海事歴史科学館・入船山記念館 館長	海軍史
12		商工・観光 関係団体	平田 己恵子	一般社団法人呉観光協会事務局長補 佐	観光振興・地域活性化
13	会 長	学識経験者	藤田盟児	奈良女子大学大学院教授	建築意匠学
14		市民代表	古本信治		
15		市民代表	森原由佳		

呉市文化財保護委員会委員名簿

番号	役職	区分	氏名	役職名	専門分野
1	会 長	学識経験者	岡本 二郎	元呉工業高等専門学校教授	建築学
2			小坂 敏和	元広島大学大学院准教授	動物学専攻・昆虫
3			澤登 宜久	元近畿大学工学部教授	近世建築物、建築歴 史意匠研究
4			鈴木 盛久	広島大学名誉教授	地質学
5			武内 盟子	元呉市職員（営繕課）	建築、近代建築
6	副会長		千田 武志	元広島国際大学教授 呉市参与	近代史
7			中山 富廣	元広島大学大学院人間社会科学研究 科教授	近世史
8			松下 宏	呉市入船山記念館運営審議会委員	建築、近代建築